

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例
第53号）（文化市民局文化部文化課）

次のとおり、京都コンサートホール（以下「コンサートホール」といいます。）について、必要な措置を講じることとしました。

1 駐車場の月ぎめによる利用

コンサートホールを利用するものの駐車場の利用に支障がないと認める場合において、必要があると認めるときは、駐車場を月ぎめにより利用させることができます。

2 駐車場の供用時間の変更

改 正 前	改 正 後
午前9時から午後11時まで	午前8時から午後11時まで

3 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にコンサートホールの管理を行わせることとします。

上記1及び2の措置は平成18年2月1日から、上記3の措置は平成18年4月1日から実施することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、上記1及び3のそれぞれの措置の実施前においても行うことができることとしました。

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第53号

京都コンサートホール条例の一部を改正する条例

第1条 京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

第3条中「，午前9時」を「，午前8時」に改める。

第6条第1項中「利用するもの」の右に「(次条第1項の規定により月ぎめにより駐車場を利用しようとする者を除く。)」を加え、「第12条」を「第13条」に改め，同条第3項を削る。

第13条を第14条とし，第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条の次に次の1条を加える。

(月ぎめによる駐車場の利用)

第7条 管理受託者は，コンサートホールを利用するものの駐車場の利用に支障がないと認める場合において，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，月ぎめにより駐車場を利用させることができる。

2 月ぎめにより駐車場を利用しようとする者は，管理受託者に対し，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額の範囲内において管理受託者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

(1) 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車

(二輪の小型自動車を除く。) 12,000円

(2) 道路運送車両法第3条に規定する軽自動車(二輪の軽自動車を除く。) 10,000円

3 月ぎめによる駐車場の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用を開始する日の属する月に係る利用料金 利用を開始する日
- (2) 前号に掲げる月以外の月に係る利用料金 当該月の前月の末日（その日が休館日に当たるときは、その日後最初に到来する休館日でない日）

第2条 京都コンサートホール条例の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第12条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第13条の規定に基づきコンサートホールの管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「規則」の右に「の規定」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 コンサートホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) コンサートホールの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条並びに附則第4項及び第5項の規定 平成18年2月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

(準備行為)

2 駐車場の利用に係る料金の承認の申請その他月ぎめにより駐車場を利用させることができることとするために必要な準備行為は、第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 京都コンサートホールの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都コンサートホールの管理を行わせるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 第1条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の京都コンサートホール条例（次項において「改正前の条例」という。）第9条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、第1条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同条の規定による改正後の京都コンサートホール条例（次項において「改正後の条例」という。）第10条第1項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 第1条の規定の施行の日前に改正前の条例第9条第1項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第10条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

6 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都コンサートホール条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都コンサートホール条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

7 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第10条第1項	第11条第1項

（文化市民局文化部文化課）